

東京都北区木造民間住宅耐震診断士等派遣事業実施要綱

制定 20 北ま建第 1998 号
平成 21 年 3 月 24 日区長決裁
改正 21 北ま建第 2071 号
平成 22 年 3 月 25 日区長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、木造民間住宅のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建築物を対象として、区が無料で耐震診断を行うことにより、耐震診断の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって建築物の地震に対する安全性の向上を図ること及び災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 耐震診断

予想される大地震に対して、建築物が耐震性能を保有しているかどうか調査するため区が実施するもので、財団法人建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断をいう。

(2) 木造民間住宅

主要構造部が木造である一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は兼用住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。）をいう。

(3) 所有者

木造民間住宅の全部又は一部を所有する者をいう。

(4) 居住者

木造民間住宅に居住する者をいう。

(対象建築物)

第 3 条 耐震診断の対象となる建築物は、区内にある木造民間住宅であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地上階数が 2 以下で、地階を有しないもの
- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築したもの
- (3) この要綱による耐震診断士等の派遣を受けたことがないもの

(対象者)

第4条 耐震診断を受けることができる者は、前条に規定する対象建築物の所有者（個人に限る。）であって、対象建築物に居住する者とする。

2 前項の規定による対象者は、住民税を滞納していない者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める者については、対象者としてすることができる。

(診断料)

第5条 耐震診断は、無料とする。

(実施の委託)

第6条 耐震診断は、予算の範囲内で委託し、実施する。

(耐震診断の申請手続き)

第7条 耐震診断を受けようとする者は、東京都北区木造民間住宅耐震診断申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

(1) 対象建築物の建築確認年月又は建築竣工年月が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類

ア 確認通知書の写し

イ 固定資産税課税明細書の写し

ウ 建築物の登記簿謄本（6箇月以内に発行されたもの）

エ 権利書の写し

(2) 対象建築物の所有者である旨が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類

ア 固定資産税納税通知書の写し

イ 建築物の登記簿謄本（6箇月以内に発行されたもの）

(3) 対象建築物に居住している旨が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類

ア 住民票（6箇月以内に発行されたもの）

イ 公的機関が発行した対象者が居住している旨が確認できる書類の写し

(4) 対象者が住民税を滞納していない旨が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類

ア 住民税の納税証明書又は非課税証明書（申請する日が属する年度の前年度分）

イ 住民税の納税が確認できる書類の写し

(5) 付近見取図

(6) その他区長が必要と認める書類

(耐震診断の決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定により申請を受けた場合は、その内容を審査し、耐震診断を行うことを決定したときは、東京都北区木造民間住宅耐震診断承認決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、耐震診断を行わないと決定したときは、東京都北区木造民間住宅耐震診断不承認決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の取りやめ)

第9条 前条第1項の規定により耐震診断の承認決定を受けた者（以下「診断決定者」という。）は、事情により耐震診断を取りやめるときは、速やかに東京都北区木造民間住宅耐震診断取りやめ届（別記第4号様式）により区長に届け出なければならない。

(耐震診断の取消し)

第10条 区長は、診断決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、耐震診断の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により耐震診断の決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 事情により耐震診断を取りやめたとき。

2 区長は、前項の規定により耐震診断の決定を取り消したときは、東京都北区木造民間住宅耐震診断承認取消決定通知書（別記第5号様式）により、診断決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 第6条の規定により耐震診断の実施の委託を受けた者は、耐震診断が完了したときは、東京都北区木造民間住宅耐震診断完了報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長及び診断決定者に報告しなければならない。

- (1) 表紙及び目次（任意書式）
- (2) 建築物の案内図・全景写真及び概要書
- (3) 現地調査をまとめた書類（任意書式）
- (4) 設計図書の写し（確認申請図書がある場合）
- (5) 既存建物の一般診断計算書（計算ソフト一貫打ち出し）
- (6) 耐震診断結果の考察（任意書式）
- (7) 補強案の検討計算書及び補強平面図（計算ソフトの平面図）
- (8) 補強設計及び補強工事の概算費用がわかるもの（任意書式）

(9) その他区長が必要と認める書類

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、まちづくり部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手続は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手続とみなす。